

## 【法的婚姻関係にある患者様の必要書類】

※3ヶ月以内に発行された◆の書類を全て揃えてからご提出ください

ご夫婦共に 日本国籍	◆夫婦いずれかの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の原本 注：戸籍抄本（戸籍個人事項証明書、一部証明書）はお受け取りいたしかねますのでご注意ください
日本国籍と 外国籍	◆日本国籍の方の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の原本 注：戸籍抄本（戸籍個人事項証明書、一部証明書）はお受け取りいたしかねますのでご注意ください
ご夫婦共に 外国籍	<p>◆二名分の在留カードの原本</p> <p>◆住民票の原本：続柄も記載しているもの</p> <p>・ご住所を共にしていること、ご夫婦であることを確認させていただきます</p> <p>※別住所の場合は同意書に理由記入が必須です</p> <p>◆二名分の結婚証明書の原本</p> <p>・日本語訳必須：翻訳日・翻訳者名・翻訳者の印鑑の捺印が必要です（ご本人様による翻訳でも構いません）</p> <p>○同意書（初診時にお渡しいたしますので後日ご提出ください）</p>
注意事項	<p>①書類の提出が間に合わない場合は、人工授精の実施をすることおよび体外受精のスケジュールを立てるることは出来ません。また、治療の開始時期が遅れる場合がございますので余裕をもってご準備ください。</p> <p>②提出された書類に記載されているお名前が、当院にご登録いただいているお名前と一致しない場合は、その両方のお名前（登録氏名と通称名）が確認できる公的な身分証明書を添えてご提出ください。</p>